

## 審判長注意

本大会は(公社)日本ローイング協会「競漕規則・細則」(2024年4月改訂版)に則って実施する。ただし、大会要項に加え以下を定め、当内容が競漕規則に抵触する場合は以下を優先する。

### 1. 大会運営

大会は「大会要項」及び「審判長注意」の内容が所属団体の代表者から必ずクルーに周知されていることを前提に運営される。

### 2. 健康管理

競技者及び所属団体は安全マニュアルに従い、健康管理を行うこと。体調がすぐれぬ場合は、レースの前後を問わず最寄りの審判員に申し出ること。特に水分の補給は十分に行うこと。

### 3. 事故防止

練習水域で練習する際は、航行ルールを守り絶対に事故を起こさないように注意すること。また、回漕レーンは回漕専用であり練習することはできない。練習は練習水域で行うこと。

### 4. 安全対策

1)バウボール、ヒールロープ等の安全確認は各クルーの責任にて確実に実施すること。

すべての艇は、艇首に直径4cm以上のゴム又はこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボールを取り付けなければならない。衝突時等の危険防止の観点からすべての競漕艇が練習中も含めて常時装着すべきものである。未装着の艇を発見した場合は、いかなる理由があろうとも失格となるので出漕前に装着状況を確認すること。

2)すべての艇のストレッチャーは漕手が緊急時において、片手の一動作で速やかにボートから離脱できる構造であること。ヒールロープはかかとが水平以上にならないよう調節しておくこと。

尚、ヒールロープの規定に違反状態でレースに出漕したクルーについては「除外」とする。

これらの安全対策は自艇、配艇にかかわらず出漕団体責任者およびクルーの責任にて実施する。

### 5. 棄権及び諸届

1)「棄権届」は、当該レースの発艇定刻1時間前までに責任のある者の署名のある文書により競漕委員会に提出されなければならない。また、一度提出した棄権届は取消を認めない。無届で棄権した場合、当該団体に対して以後の大会への出漕制限等の処分を行うことがある

2)大会要項の規定により、今大会においては競漕規則第28条を適用しない。あらかじめ届け出ている補漕・補舵の範囲内であれば、レース出漕後も選手の交替を認める。「ブレード変更届・ブレード不統一届」については、当該レースの発艇定刻1時間前までに責任のある者の署名のある文書により競漕委員会に届け出ること。

### 6. 服装の統一

1)クルーは統一されたユニフォームを着用する。ユニフォームとは、競技者がレース中に着用するシャツとショーツ(またはそれらが一体となったローイングスーツ)のみをさす。尚、ユニフォームには都県名と学校名を明示すること。

2)レースに出る際はユニフォーム以外のもの、アンダーシャツ、アンダーレギンス、帽子、靴下等を着用しても構わないが、それらがユニフォームの外に出る場合は全員揃えなければならない(靴下着用時は全員の統一が必要。また、アンダーウェアが不揃いの場合、外にでないよう注意する)。

3)帽子や鉢巻きは着用者と非着用者がいても構わない。帽子と鉢巻を同時に着用する場合は、帽子と鉢巻きを一つのセットとして扱う。

4)パーソナルアイテムとして認められているもの(眼鏡、腕時計など)に限っては全員で揃える必要はない。

5)舵手に限り、別の衣類をユニフォームに加えて着用することができる。

## 7. 監視

この大会での監視は、別途指定した場所にて出艇および帰艇時の監視を行うものとする。

- 1) 舵手の体重は、ユニフォームを含め男子種目 55kg 以上、女子種目 50kg 以上とする。これに満たない者は最大限 15kg のデッドウェイトを舵手のそばに置かなければならない。
- 2) 計量は、レースのある日は毎日必ず1回、種目ごとに最初に出漕するレースの2時間前から1時間前までに行う。(午前・午後と同種目で2ラウンド漕ぐ場合は午前だけ)。
- 3) 計量時は、出漕に用いるユニフォームのみとし、出漕中ユニフォームに加えて着用するアンダーシャツ・タイツ・靴下等は計量時には着用してはならない。また、個人で装着する靴、時計、アクセサリ等はパーソナルアイテムとして認められるが、計量時には、眼鏡など生活に必要とされるものの以外は全て外さなければならない。
- 4) 計量所での水分摂取を禁止する。
- 5) 計量前に公式計量器を使って予備計量を行い確認することができるが、予備計量のあとに受ける公式計量は1回のみとし、必要な場合はデッドウェイトを作成する。定められた時間内に計量を受けなかったクルーは失格となる。

## 8. 無線通信機器の使用について

艇内に許可データ(タイム・ストローク・レート・艇速/加速度・心拍数)を収集する目的での機器や装置(携帯電話等含む無線通信機器)の持ち込みは許可されるが、レース中(レース用の航行ルールが適用されている全時間帯)に電氣的または電子的な手段による、クルーと艇の外部とのいかなる受信及びデータの送受信も許されない。送受信目的で使用した場合は失格となる。

「許可データ」として競漕規則で認められているものであれば、レース後の使用目的のためにレース中記録されることも許可される。

岸から拡声器又は無線通信で指示を与えることは禁止されている。また艇内マイクを使用する場合、他の艇に迷惑がかからないよう、音量には十分注意すること。

## 9. 回漕中

- 1) 故障等止むを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめ最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ除外とする。申告があれば、事情を考慮の上、1レース分に限り発艇定刻の繰り下げ措置をとることがある。修理に要する時間が1レース分を超える場合は棄権扱いとなることがあるので、出漕の際は十分注意すること。
- 2) 回漕中はレース艇の近づいてくる100m手前で停止し待機すること。
- 3) 回漕中は競漕委員会の定めた航行ルールを厳守し、回漕レーンでの練習を禁止する。
- 4) クルーはスタートライン上及びフィニッシュライン上で停止してはならない、本項に違反したクルーにはイエローカードが与えられることがある。

## 10. コースへの進入

- 1) 次レースに出漕するクルーは待機水域にて発艇員からの呼び込みを待つこと。
- 2) 発艇員の使用レーンの呼び込みがあるまで、レーンには進入する事はできない。
- 3) 前項の呼び込みについては競漕委員会もしくは審判長の判断に基づきバウナンバーと異なるレーンが割り当てられることがある。
- 4) いったんレーンが割り当てられた後は、速やかにレーンに入り、自己のレーン内で練習をすることができるが、レーン外に出ることはできない
- 5) 呼び込みは「□□(クルー名)、レーン○、○ミニッツ(残り時間)」と告げられる。

## 11. 発艇

- 1) 出漕クルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置に付かなければならない。これに違反したクルーにはイエローカードが与えられる。同一ラウンド内で2回のイエローカードを受けるとレッドカード(除外)となる。
- 2) 技量未熟でスタート位置に艇をつけられないクルーを除外として、発艇することがある。
- 3) 発艇の合図は「アテンション」・・・「ゴー」であり「ゴー」の号令と同時に赤旗が振り下ろされる。

まれに号令が聞こえない場合があるが、旗の動きを見てスタートすること。発艇号令がかかったのにもかかわらず発艇しなかった場合は DNS と記録され次のラウンドには進めない。

## 12. レース中

- 1) 全ての艇は自己のレーンを進行し、他のレーンを侵害、又は他のクルーを妨害してはならない。レース中、他のレーンを侵害又は他のクルーを妨害するおそれのあるクルーに対して、主審は白旗を掲げ、当該クルー名をコールし、白旗を倒して回避すべき方向を示す。
- 2) 競漕中、主審はレーンを逸脱して航行を妨げる物その他に衝突する等の危険が生じたクルーに対して白旗を掲げ、「〇〇〇トマレ!」とコールし、当該クルーの競漕を一時中止させることがある。危険を回避した後は、主審の指示に従い再び競漕に復帰すること。
- 3) 主審艇はレース展開や勝ち上がり数により、極端に遅れたクルーを追い越すことがある。

## 13. 落水

- 1) いかなるクルーも定員を欠いて出漕することはできない。
- 2) 落水等により漕了できなかったクルーは DNF と記録され、以降のラウンドに進めないが、決勝ラウンドに限っては最下位扱いとなる。
- 3) レース中、故意ではなく漕手が落水し、その漕手を欠いたままフィニッシュラインに到達した場合は、着順が認められる。
- 4) 落水後、自力で乗艇しフィニッシュラインを通過した場合も着順が認められる。ただし再乗艇を試みても、危険であると主審が判断したときは救助する。

## 14. レース終了後

- 1) レースに参加した全艇がフィニッシュラインに到達した後、クルーからの異議申立もなく、レースが正常に行われた場合、白旗が掲げられて全クルーに知らせる。そのため主審が白旗を掲げるまでフィニッシュエリアに留まっていなければいけない。
- 2) レースに対する異議の申し立ては、主審が白旗を掲げる前に漕手又は舵手が手を挙げる等して申し出ること。
- 3) 異議申立が却下された決定に不服がある場合、その所属団体の代表者は、所定の書式を用い当該決定告知後1時間以内に、不服審査委員会に対し申し立てることができる。
- 4) 主審の白旗は、レースが正常に終了したことを示す。回漕し、栈橋へ戻ること。
- 5) 主審の赤旗は、レースに何らかの問題があったことを示す。主審の指示があるまでその場で待機すること。
- 6) フィニッシュ後、後ろに倒れこむ選手を見かけるが、審判員からは意識を失ったのか、故意に倒れたのか判断がつかず、救急活動に支障をきたすので、これをしないこと。

## 14. その他

- 1) レース中、天候の急変(落雷、突風等)が予測される場合、安全確保のために審判員が避難等の指示を与える場合があるので、指示に従うこと。
- 2) バウナンバーを必ず艇首に取り付け、外れないように固定すること。発艇前に脱落した場合は、最寄りの審判員に申し出て、その指示に従うこと。
- 3) 発艇しなかったクルーは DNS、決勝線に到達できなかったクルーは DNF と記録される。

以上

## ※審判からの警告と、罰則規定

審判は次の場合に指導・警告を与える。警告には以下3つの種類がある。

### 【指導】

レース中の軽微なルール違反をしたクルーに対し審判が口頭で与えるもの。

### 【警告】

#### ① 注意

レース中に当該クルーに口頭と白旗によっておこなう警告

#### ② イエローカード

航行規則違反、発艇定刻 2 分前遅れ、フォルススタートなどに対する警告。なお、イエローカードはその警告をうけたあと初めて出漕するレースが終了するまで効力は継続する。

#### ③ レッドカード

同一ラウンド内で 2 回目のイエローカードを受けた場合、無断でレースに参加しなかった場合、携帯が必要なデッドウェイトを搭載しなかった場合、着順に影響を与える重大なルール違反があった場合などに与えられる警告。

罰則については以下のとおりとする。

### 【最下位付置】

艇計量がある大会で最初の艇計量で規定重量に満たなかった場合や、決勝レースでの DNS、DNF の場合は、当該レースの最下位として扱われる罰則。

### 【除外】

レッドカードを受けたクルーに与えられるその種目から除外となる罰則。除外となった以降の当該種目のレースには参加できない。

### 【失格】

バウボール・ヒールロープ・クイックリリースなど安全基準を満たさない等で失格を宣告されたクルーはその大会の全種目の参加資格を失うという罰則。

### 【排除】(チームの失格)

チーム全体が組織ぐるみで失格となる要件を犯した場合は、そのチーム全体が大会の全種目の参加資格を失うという罰則。

関東ローイング連盟 審判長